

藤井寺市立生涯学習センター(アイセルシュラホール)の使用料改定のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、藤井寺市立生涯学習センターの料金が変わります。

新料金は、現行料金(消費税5%を含む)から消費税分を差し引いた金額に、消費税を10%分として計算し、10円未満を切り捨てた金額になります。

なお、本施設を利用していただく際は、グループ登録が必要になり、構成員の半数以上が本市に在住・在勤・在学されているかどうかで施設使用料が異なります。

時間区分については下記のとおりです。

午前	午前9時30分から正午まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後6時から午後9時30分まで
全日	午前9時30分から午後9時30分まで

1 構成員の半数以上が本市に在住・在勤・在学されているグループ

(1) 基本使用料

種別	時間区分	現行料金 令和2年3月31日まで
視聴覚室	午前	3,820
	午後	6,760
	夜間	7,430
	全日	14,660
クラフト室	午前	2,540
	午後	4,180
	夜間	4,220
	全日	9,460
アトリエ	午前	2,180
	午後	3,450
	夜間	3,820
	全日	7,940
音楽教室	午前	1,820
	午後	3,090
	夜間	3,270
	全日	6,760
研修室	午前	2,730
	午後	4,050
	夜間	4,560
	全日	9,800
屋内多目的広場	午前	1,500
	午後	2,400
	夜間	2,100
	全日	5,400



改正料金 令和2年4月1日から
4,000
7,080
7,780
15,350
2,660
4,370
4,420
9,910
2,280
3,610
4,000
8,310
1,900
3,230
3,420
7,080
2,860
4,240
4,770
10,260
1,570
2,510
2,200
5,650

(2) 附属設備使用料

附属設備使用料につきましては、料金の改定を行うと同時に使用実績のないテレビ・ビデオの貸出を廃止するなど見直しを行いました。

附属設備	貸出単位	現行料金 令和2年3月31日まで
グランドピアノ	一式	2,000
電子ピアノ	一式	500
液晶プロジェクター	一式	500
テレビ・ビデオ	一式	500
映像設備	一式	3,000
音響設備	一式	500
アンプ	一式	設定なし
スクリーン	一式	設定なし



改正料金 令和2年4月1日から
2,090
520
520
廃止
廃止
廃止
520
1,000

※附属設備使用料は、午前、午後又は夜間の各時間帯における使用ごとに1回として算定されます。

2 構成員の半数以上が本市に在住・在勤・在学されていないグループ

(1) 基本使用料

種別	時間区分	現行料金	改正料金 令和2年4月1日から
		令和2年3月31日まで	
視聴覚室	午前	5,730	6,000
	午後	10,140	10,620
	夜間	11,140	11,670
	全日	21,990	23,030
クラフト室	午前	3,810	3,990
	午後	6,270	6,560
	夜間	6,330	6,630
	全日	14,190	14,860
アトリエ	午前	3,270	3,420
	午後	5,170	5,410
	夜間	5,730	6,000
	全日	11,910	12,470
音楽教室	午前	2,730	2,860
	午後	4,630	4,850
	夜間	4,900	5,130
	全日	10,140	10,620
研修室	午前	4,090	4,280
	午後	6,070	6,350
	夜間	6,840	7,160
	全日	14,700	15,400
屋内多目的広場	午前	2,250	2,350
	午後	3,600	3,770
	夜間	3,150	3,300
	全日	8,100	8,480



(2) 附属設備使用料

構成員の半数以上が本市に在住・在勤・在学されているグループと同じです。

※ 改正料金の適用については、令和2年4月1日以降の申請分について適用されます。
(令和2年3月31日までになされた申請分については、現行料金が適用されます。)

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

生涯学習課 072-952-7800